



CROSS PLUS

第71回 定時株主総会

招集ご通知

2023年2月1日～2024年1月31日

開催日時

2024年4月26日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

名古屋市西区花の木二丁目18番23号

名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階）

（会場が前回と異なっておりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。）

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

クロスプラス株式会社

証券コード：3320

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	29
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告	48

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2024年4月25日（木曜日）

午後6時まで

(証券コード:3320)

2024年4月10日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

クロスプラス株式会社

代表取締役社長 山 本 大 寛

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年4月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

●株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3320/teiji/>



●当社ウェブサイト

<https://www.crossplus.co.jp/>



メニューより「IR情報」、「株主総会招集通知」を選択していただき、ご確認ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年4月26日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時30分
2 場 所	名古屋市西区花の木二丁目18番23号 名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1 第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

(お知らせ)

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎当日ご出席される株主様には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使についてのご案内】

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年4月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年4月25日（木曜日）午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年4月25日（木曜日）午後6時到着分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

- ◎ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 衣料品の縫製ならびに加工請負	(1) 衣料品の縫製ならびに加工請負
(2) 衣料品 <u>及び</u> 布地の企画、製造、販売 <u>並びに</u> 輸出入	(2) 衣料品 <u>および</u> 布地の企画、製造、販売 <u>ならびに</u> 輸出入
(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、 <u>及び</u> 服裝飾品の企画、製造、販売 <u>並びに</u> 輸出入	(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、 <u>および</u> 服裝飾品の企画、製造、販売 <u>ならびに</u> 輸出入
(4) 化粧品、医薬部外品の企画、製造、販売 <u>並びに</u> 輸出入	(4) 化粧品、医薬部外品の企画、製造、販売 <u>ならびに</u> 輸出入
(5) 宝石、時計、アクセサリー、貴金属の企画、製造、販売 <u>並びに</u> 輸出入	(5) 宝石、時計、アクセサリー、貴金属の企画、製造、販売 <u>ならびに</u> 輸出入

現 行 定 款	変 更 案
<p>(6) インテリア製品の企画、製造、販売<u>並びに</u>輸出入</p> <p>(7) 服飾品、装身具に係る市場調査、工業所有権の実施許諾ならびに著作権等の無体財産権の取得、利用、貸与、譲渡およびこれらに関する業務</p> <p>(8) 店舗の企画、運営に関する業務</p> <p>(9) 店舗用什器備品の販売</p> <p>(10) 通信販売業務</p> <p>(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>(12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>(13) 幼児教室<u>及び</u>学習塾の経営</p> <p>(14) 通信教育事業<u>及び</u>その他の教育・学習支援事業</p> <p>(15) 有料老人ホームの経営<u>及び</u>老人介護サービス</p> <p>(16) 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</p> <p>(17) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(18) 不動産の所有、売買、賃貸借<u>並びに</u>管理</p> <p>(19) 経営コンサルタント業務</p> <p>(20) 損害保険代理店業</p> <p>(21) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(6) インテリア製品の企画、製造、販売<u>ならびに</u>輸出入</p> <p>(7) 服飾品、装身具に係る市場調査、工業所有権の実施許諾ならびに著作権等の無体財産権の取得、利用、貸与、譲渡およびこれらに関する業務</p> <p>(8) 店舗の企画、運営に関する業務</p> <p>(9) 店舗用什器備品の販売</p> <p>(10) 通信販売業務</p> <p>(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>(12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>(13) 幼児教室<u>および</u>学習塾の経営</p> <p>(14) 通信教育事業<u>および</u>その他の教育・学習支援事業</p> <p>(15) 有料老人ホームの経営<u>および</u>老人介護サービス</p> <p>(16) 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</p> <p>(17) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(18) 不動産の所有、売買、賃貸借<u>ならびに</u>管理</p> <p>(19) 経営コンサルタント業務</p> <p>(20) 損害保険代理店業</p> <p>(21) 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役</u>の報酬は、<u>株主総会</u>の決議により定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第71回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 やまもと ひろのり 山 本 大 寛	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	再任 にし お ひろ み 西 尾 祐 己	常務取締役 スペシャリティ事業部、 ブランド事業部、EC事業部、 ライフスタイル事業部担当	12回／13回 (92%)
3	再任 おお ぐち ひろ かず 大 口 浩 和	常務取締役 ODM事業部、製品管理部担当	13回／13回 (100%)
4	再任 しら き のり ひろ 白 木 規 博	常務取締役 人事部、総務部、経理部、物流部担当	13回／13回 (100%)
5	再任 いわ い つね ひこ 岩 井 恒 彦	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	13回／13回 (100%)
6	新任 たけ うち とし あき 竹 内 俊 昭	—	—

(注) ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員 ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やま もと ひろ のり 山 本 大 寛 (1977年6月24日) 【再任】	2008年1月 当社入社 2011年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼 EC事業開発課担当 2014年4月 当社代表取締役社長 2015年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2019年2月 当社代表取締役社長（現任）	94,400株 (25,700株)
	【取締役候補者とした理由】 山本大寛氏は、2014年の代表取締役社長就任以来、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。		
2	にし お ひろ み 西 尾 祐 己 (1965年1月29日) 【再任】	1988年4月 当社入社 2011年2月 当社執行役員営業担当 2017年2月 当社常務執行役員営業担当 2019年4月 当社常務取締役営業担当 2022年2月 当社常務取締役スペシャリティ事業部、 ブランド事業部、EC事業部、 ライフスタイル事業部担当（現任）	16,800株 (5,800株)
	【取締役候補者とした理由】 西尾祐己氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業、アパレル小売事業について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策であるECの推進とライフスタイル商品の拡大を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
3	おお ぐち ひろ かず 大 口 浩 和 (1965年4月28日) 【再任】	1988年4月 当社入社 2012年2月 当社執行役員営業担当 2017年2月 当社常務執行役員営業担当 2019年4月 当社常務取締役営業担当 2022年2月 当社常務取締役ODM事業部、製品管理部担当 (現任)	8,900株 (5,800株)
	【取締役候補者とした理由】 大口浩和氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業とグループ経営について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策であるODM事業の拡大とサプライチェーン強化を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		
4	しら き のり ひろ 白 木 規 博 (1964年8月22日) 【再任】	1989年4月 (株)東海銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行 2014年5月 同行一宮支社長 2018年8月 当社入社 執行役員経理部担当 2022年4月 当社取締役管理担当 2023年4月 当社常務取締役管理担当 2024年2月 当社常務取締役人事部、総務部、経理部、 物流部担当(現任)	9,900株 (3,900株)
	【取締役候補者とした理由】 白木規博氏は、金融機関における長年の経験から財務に関する豊富な経験と実績を有しております。また、2018年に当社に入社してからは管理部門を担当し、財務・会計に加え、人事、システム等の各分野に対する高い知見を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	いわ 岩 い 井 つね 恒 ひこ 彦 (1953年5月28日) 【再任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1979年4月 ㈱資生堂入社 2008年4月 同社執行役員技術部長 2014年6月 同社取締役執行役員常務研究、生産、技術統括 担当 2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長技術イノベーション ヨン本部長 2018年6月 ㈱ワコールホールディングス社外取締役 (現任) 2022年4月 当社社外取締役(現任)	400株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岩井恒彦氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。			
6	たけ 竹 うち 内 とし 俊 あき 昭 (1959年3月22日) 【新任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1981年4月 花王㈱入社 2012年5月 花王カスタマーマーケティング㈱ 代表取締役専務執行役員 2012年6月 花王㈱執行役員 2014年3月 同社代表取締役常務執行役員 2016年1月 同社代表取締役専務執行役員、 花王グループカスタマーマーケティング㈱ 代表取締役社長執行役員	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 竹内俊昭氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、営業、マーケティングに精通しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岩井恒彦氏及び竹内俊昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者について
- (1) 当社社外取締役に就任してからの年数について
岩井恒彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役岩井恒彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、社外取締役候補者竹内俊昭氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。
4. 当社は、社外取締役岩井恒彦氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、社外取締役候補者竹内俊昭氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、社外取締役岩井恒彦氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として選任しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定であります。
- また、社外取締役候補者竹内俊昭氏は、買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立委員会の委員とする予定であります。
6. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 各取締役候補者の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を()内に記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役4名全員は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	新任 にし がき まさ たか 西 垣 正 孝	常勤監査役	13回／13回 (100%)
2	新任 さ の きよ あき 佐 野 清 明	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	10回／10回 (100%)
3	新任 き とう じゅん こ 鬼 頭 潤 子	—	—

(注) 取締役佐野清明氏については、2023年4月21日就任後の取締役会への出席状況を記載しております。

- ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員
- ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にし がき まさ たか 西 垣 正 孝 (1959年12月6日) 【新任】	1982年4月 当社入社 2007年2月 当社執行役員営業担当 2017年4月 当社取締役管理担当 2019年4月 当社常務取締役管理担当 2023年4月 当社常勤監査役(現任)	38,400株
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と見識を有しております。また、2016年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、子会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		
2	さ の きよ あき 佐 野 清 明 (1954年4月5日) 【新任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1979年4月 東京海上火災保険(株)(現、東京海上日動火災保険(株))入社 2010年6月 同社執行役員企業営業開発部長、経営企画部参与 2011年6月 同社常務取締役企業営業開発部長、経営企画部参与 2015年4月 同社専務執行役員 2016年6月 公益財団法人損害保険事業総合研究所理事長 2020年7月 サウディ石油化学(株)常勤監査役(現任) 2022年6月 トーア再保険(株)社外取締役(現任) 2023年4月 当社社外取締役(現任)	100株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐野清明氏は、保険業界における長年の経験から、営業、リスク管理に関する豊富な知見を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	きとう じゅん こ 鬼頭潤子 (1964年10月26日) 【新任】 【社外】 【独立】	1990年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2001年1月 中央青山監査法人入所 2007年8月 有限責任あずさ監査法人入所 2022年10月 鬼頭潤子公認会計士事務所開業（現任） 2023年6月 岐阜信用金庫監事（現任） 2023年9月 ㈱アルペン社外取締役（監査等委員）（現任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>鬼頭潤子氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 佐野清明氏及び鬼頭潤子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である社外取締役候補者について

(1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

佐野清明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(2) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役佐野清明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、監査等委員である社外取締役候補者鬼頭潤子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

監査等委員である社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

4. 当社は、社外取締役佐野清明氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、監査等委員である社外取締役候補者鬼頭潤子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、社外取締役佐野清明氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として選任しており、同氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定であります。

6. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなりま

す。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 各監査等委員である取締役候補者の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を（ ）内に記載しております。

<ご参考>

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制

【当社取締役を求める専門性及び経験】

当社は、取締役が有している専門性や経験に基づき取締役に対して特に期待する分野を整理することで、役員体制の多様性を確保するとともに、経営理念や中期経営計画を実現するため、様々な経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制をとっております。

	氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	技術・生産管理	IT・DX	財務・会計	法務・リスク管理
取締役	山本大寛	代表取締役社長	○			○		○
	西尾祐己	専務取締役		○	○	○		
	大口浩和	専務取締役	○	○	○			
	白木規博	常務取締役				○	○	○
	岩井恒彦	社外取締役	○		○			○
	竹内俊昭	社外取締役	○	○				○
監査等委員である取締役	西垣正孝	取締役	○				○	○
	佐野清明	社外取締役	○	○				○
	鬼頭潤子	社外取締役					○	○

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の上記報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億60百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と定めることとさせていただきます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置している指名報酬委員会において審議した後、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。指名報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成されております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2023年4月21日開催の第70回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額50百万円以内で取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）につきご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、改めて第4号議案においてお諮りする報酬等の額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間35,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な付与時期、配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置している指名報酬委員会において審議した後、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。指名報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成されております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年1月31日時点）に占める割合は0.45%とその希薄化率は軽微です。

現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36百万円以内と定めるとさせていただきますと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきますと存じます。なお、本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

<ご参考>

【取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）】

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、以下のとおり変更することを予定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会で審議をしております。指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

b. 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員を担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 α （0～2.5の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしております。

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的としております。当社取締役に対しては、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を行うことを促しております。

付与する個数は、各取締役の責任の大きさ、経営への貢献度を総合的に勘案の上、基準株価を基に役職ごとに設定しております。非金銭報酬金額に関しては、基準株価と付与する個数を掛け合わせることで決定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。

譲渡制限付株式報酬は、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

以 上

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年2月1日～2024年1月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の沈静化に伴い社会経済活動が正常化し、個人消費も上向くなど緩やかな回復基調で推移しました。

当アパレル業界では、行動制限が緩和されたことによる人流の回復やインバウンド需要の拡大を受けて、市場環境は改善の動きが見られました。一方で、暖冬の影響による冬物の店頭状況の悪化や原材料価格の高騰による物価上昇などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、中期経営計画に基づき、アパレル事業の深化と非アパレル事業の創出に取り組んでまいりました。アパレル事業においては、商品のNB化による取り扱い店舗の拡大やEC専用ブランドの強化を進めました。非アパレル事業では、ヘルスケアを中心とした新規商品の開発や販路拡大に努めるとともに、本年9月に、美容化粧品メーカーの株式会社アイエスリンクをグループ会社化し、ライフスタイル分野のさらなる拡大を進めました。

売上高は、アパレル卸売では、無店舗向けが微減、量販店向けが前年並みとなったものの、ニット定番アイテムやシャツ、ワンピースの好調により郊外型専門店向けが順調に推移しました。また、アパレル小売では、気温低下の遅れによる秋冬物の販売が苦戦する市況においても、店舗、ECとも自社アプリによる集客効果や販促イベントなどの施策により、好調を維持したことで、増収となりました。

利益面では、アパレル卸売において、価格転嫁の継続とともに、素材や機能面で付加価値を高めた自社NB商品の販売が年間を通じて安定していたことや、アセアンでの計画生産比率の上昇による仕入原価の低減により、売上総利益率の改善が継続したことで、売上総利益は166億32百万円（前年同期比24.1%増）となりました。経費面では、アパレル小売の売上増加に伴う販売手数料や販売促進費、営業活動の活発化に伴う出張経費の増加により、販売費及び一般管理費は148億35百万円（前年同期比12.2%増）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益と前期のシステム障害に対する受取保険金を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は601億90百万円（前年同期比5.5%増）、営業利益は17億97百万円（前年同期比879.4%増）、経常利益は19億74百万円（前年同期比377.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億64百万円（前年同期比353.1%増）となり、当期純利益は、3期ぶりの最高益となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

事業部門別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（%）
アパレル卸売	48,562	+4.2
アパレル小売	10,791	+9.5
その他	836	+43.1
合計	60,190	+5.5

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（%）
専門店	29,260	+9.4
量販店	20,056	+0.2
無店舗	5,102	△1.5
百貨店他	2,327	+4.9
E C	2,361	+12.8
その他	1,080	+34.0
合計	60,190	+5.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、37百万円（有形固定資産取得価額ベース）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年1月期を初年度とした中期経営計画の最終年度に際して、引き続き、全世代に豊かなライフスタイルを提供する企業を目指しています。

アパレル事業では、アパレル卸売で商品力を強化し、シーズンプラス気温MDや素材・品番数の絞り込みによる商品精度の向上により、売れる商品を開発します。また、アパレル小売では、雑貨比率を高めた新店舗展開と、ECサイトでの接客と動画配信の強化により、売上を拡大してまいります。

非アパレル事業では、服飾雑貨やコスメの強化とともに、介護向け商品の開発に注力し、ビューティー、ヘルスケア、エンタメなどのライフスタイル領域を拡充し、消費者一人ひとりの生活を豊かにデザインしていくウェルビーイングを実現できる企業へ進化していきます。

今後も、アパレル市場や消費環境の変化に柔軟に対応し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。株主の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (2023年1月期)	第71期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売 上 高(百万円)	64,002	59,120	57,056	60,190
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,530	△1,296	413	1,974
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	2,001	△1,666	455	2,064
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	272円97銭	△227円24銭	62円12銭	280円54銭
総 資 産(百万円)	32,419	26,555	26,097	28,370
純 資 産(百万円)	14,857	12,815	12,464	15,524
1株当たり純資産額	2,023円1銭	1,742円98銭	1,693円82銭	2,100円72銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (2023年1月期)	第71期 (当事業年度) (2024年1月期)
売 上 高(百万円)	60,513	55,710	54,102	57,351
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,641	△1,271	313	2,220
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	1,995	△1,513	375	2,021
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	272円17銭	△206円36銭	51円15銭	274円81銭
総 資 産(百万円)	31,711	26,206	26,080	28,011
純 資 産(百万円)	14,900	12,948	12,525	15,475
1株当たり純資産額	2,028円85銭	1,761円12銭	1,702円14銭	2,094円00銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社 サードオフィス	10 ^{百万円}	100.0 %	衣料品の製造卸売
株式会社 中初	10	100.0	帽子の製造卸売
株式会社 アイエスリンク	10	100.0	化粧品の製造卸売
株式会社 スタイルプラス	10	100.0	衣料品の企画、製造、コンサルティング
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、物流加工
株式会社 ディスカバリープラス	10	100.0	児童発達支援事業

(注) 当連結会計年度において、株式会社アイエスリンクの全株式を取得し、子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

当社グループは、クロスプラス株式会社(当社)及び連結子会社6社で構成されており、衣料品及びライフスタイル商品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っております。

クロスプラス株式会社は、婦人衣料の製造卸売を主力に、専門店、量販店、無店舗等へ販売を行っております。その他にライフスタイル商品の製造卸売を拡大しており、専門店、量販店に加えて、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニ等への販売を行っております。また、小売については、直営店舗での衣料・雑貨販売とECサイトでの衣料・雑貨・ライフスタイル商品の販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品を主力とした製造卸売販売を行っております。株式会社中初はレディースの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。株式会社アイエスリンクはバラエティショップやドラッグストア等への化粧品の製造卸売販売及びECサイトでの小売販売を行っております。株式会社スタイルプラスは専門店へのアパレル製品の企画、製造並びにそれらに関する指導及びコンサルティングを行っております。客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社製品の検品・検針・物流加工を行っております。その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

(8) 主要な営業所の状況 (2024年1月31日現在)

名称	所在地
本社	名古屋市西区
東京支店	東京都中央区
店舗(注)	国内14店舗 横浜高島屋店等
C P 流通センター	岐阜県海津市
中部センター	岐阜県海津市

(注) 「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等 (2024年1月31日現在)

名 称		所 在 地
株式会社 サードオフィス	本社	東京都新宿区
株式会社 中 初	本社	東京都中央区
株式会社 アイエスリンク	本社	愛知県春日井市
株式会社 スタイルプラス	本社	名古屋市西区
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

(10) 従業員の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
アパレル卸売	491(198)名	+ 1(+21)名
アパレル小売	130(280)	+12(+16)
その他	58(7)	△ 1(+ 3)
合 計	679(485)	+12(+40)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
552(440)名	△ 1(+26)名	43.1歳	16.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2024年1月31日現在)

借 入 先	借入残高(百万円)
株式会社 三菱UFJ銀行	607
株式会社 みずほ銀行	537
株式会社 三井住友銀行	467
三井住友信託銀行 株式会社	454
株式会社 名古屋銀行	414

2. 会社の株式に関する事項（2024年1月31日現在）

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 31,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,718,800株（自己株式347,241株を含む） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 13,009名（前事業年度末比795名減） |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	600,050	8.14 %
田村駒株式会社	323,300	4.38
株式会社ヤギ	246,200	3.33
クロスプラス社員持株会	205,360	2.78
森 文 夫	201,330	2.73
有限会社シーピーモアア	191,250	2.59
株式会社三菱UFJ銀行	166,000	2.25
笠 原 朗	153,200	2.07
シーピーホールディング株式会社	140,000	1.89
株式会社みずほ銀行	134,300	1.82

(注) 当社は自己株式347,241株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度に基づき、当事業年度中に交付した株式の状況は以下のとおりです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	8,500株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	
常務取締役	西尾祐己	スペシャリティ事業部、ブランド事業部、EC事業部、ライフスタイル事業部担当
常務取締役	大口浩和	ODM事業部、製品管理部担当
常務取締役	白木規博	人事部、総務部、経理部、経営企画部、情報システム部、物流部担当
取締役	岩井恒彦	独立役員、独立委員会委員 ㈱ワコールホールディングス社外取締役
取締役	佐野清明	独立役員、独立委員会委員 サウディ石油化学㈱常勤監査役 トーア再保険㈱社外取締役
常勤監査役	西垣正孝	
監査役	丸尾裕之	
監査役	松永安彦	独立役員、独立委員会委員、 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長
監査役	豊田稔	独立役員

(注) 1. 取締役岩井恒彦氏及び取締役佐野清明氏は、社外取締役であります。

2. 監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏は、社外監査役であります。

3. 当社は取締役岩井恒彦氏及び取締役佐野清明氏、監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。

4. 当期における取締役及び監査役の異動

(1) 当期における新任取締役及び監査役

取締役 佐野清明（2023年4月21日就任）

常勤監査役 西垣正孝（2023年4月21日就任）

(2) 当期における退任取締役及び監査役

常務取締役 西垣正孝（2023年4月21日退任）

取締役 二見英二（2023年4月21日退任）

監査役 曾我孝行（2023年4月21日辞任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役岩井恒彦氏及び社外取締役佐野清明氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

当社は、社外監査役松永安彦氏及び社外監査役豊田稔氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役も含む）、監査役（社外監査役も含む）、執行役員及び管理者である従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（社外取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮

問機関である指名報酬委員会で審議をしております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

b. 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員を担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 α （0～2の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。また、連結営業利益が基準額を超えた場合には、一定の比率で別途、取締役の報酬として支給することとしております。

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的としております。当社取締役に対しては、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期的視点で業績や株価を意識した経営を行うことを促しております。

付与する個数は、各取締役の責任の大きさ、経営への貢献度を総合的に勘案の上、基準株価を基に役職ごとに設定しております。非金銭報酬金額に関しては、基準株価と付与する個数を掛け合わせることで決定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。

譲渡制限付株式報酬は、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等の額は、監査役の協議を経て決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	98	92	—	5	5
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	—	—	3
社外取締役	8	8	—	—	3
社外監査役	8	8	—	—	2

- (注) 1. 上表には、2023年4月21日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名、社外取締役1名及び監査役（社外監査役を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標等は、「①c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割り当ての条件等は、「①c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項（6）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
5. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
6. 取締役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2023年4月21日開催の第70回定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年35,000株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役岩井恒彦氏は、株式会社ワコールホールディングスの社外取締役であります。
なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役佐野清明氏は、サウディ石油化学株式会社の常勤監査役及びトーア再保険株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役松永安彦氏は、NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社の社長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩井恒彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。グローバルに事業展開する化粧品会社での経営経験と研究、生産、技術分野に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
取締役 佐野清明	2023年4月21日の就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。保険業界における長年の経験による、営業、リスク管理に關する豊富な知見に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
監査役 松永安彦	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
監査役 豊田 稔	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役及び常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的及び随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社及びグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、各社外役員の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外役員より、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。

また、各社外役員は、グループ会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行及び会計の監査を、それぞれ行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき15円とし、支払開始日を2024年4月11日としました。これにより、2023年10月に実施いたしました中間配当金（1株につき12円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき27円となります。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	18,716	流動負債	8,709
現金及び預金	5,687	支払手形及び買掛金	2,926
受取手形	176	電子記録債務	2,271
売掛金	7,969	1年内返済予定の長期借入金	1,066
電子記録債権	1,897	1年以内償還予定の社債	11
商 品	2,528	未払金	765
貯 蔵 品	51	未払法人税等	562
その他	446	未払消費税等	388
貸倒引当金	△39	賞与引当金	85
		その他	632
固定資産	9,653	固定負債	4,136
有形固定資産	3,701	長期借入金	2,682
建物及び構築物	1,771	社 債	46
機械装置及び運搬具	32	繰延税金負債	424
器具備品	59	退職給付に係る負債	788
土 地	1,838	その他	194
無形固定資産	465	負債合計	12,845
のれん	309	【純資産の部】	
その他	155	株 主 資 本	13,388
投資その他の資産	5,486	資 本 金	1,944
投資有価証券	4,984	資 本 剰 余 金	2,007
長期貸付金	0	利 益 剰 余 金	9,897
繰延税金資産	10	自 己 株 式	△460
退職給付に係る資産	175	その他の包括利益累計額	2,096
その他	464	その他有価証券評価差額金	1,929
貸倒引当金	△149	繰延ヘッジ損益	19
		為替換算調整勘定	85
資産合計	28,370	退職給付に係る調整累計額	62
		新株予約権	39
		純資産合計	15,524
		負債及び純資産合計	28,370

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		60,190
売	上		43,557
売	上		16,632
販	費		14,835
営	業		1,797
営	業		267
	受	89	
	受	137	
	そ	39	
営	業		267
	支	29	
	為	13	
	固	2	
	賃	44	
	そ	1	
経	常		90
特	別		1,974
	投	404	
	受	112	
特	別		516
	減	55	
	投	4	
	税		2,431
	法	513	
	法	△146	
	当		367
	期		2,064
	親		2,064
	会		2,064
	社		2,064
	株		2,064
	主		2,064
	に		2,064
	帰		2,064
	属		2,064
	す		2,064
	る		2,064
	当		2,064
	期		2,064
	純		2,064
	利		2,064
	益		2,064

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	16,415	流動負債	8,603
現金及び預金	4,353	買掛金	2,762
受取手形	176	電子記録債権	2,271
売掛金	7,516	短期借入金	229
電子記録債権	1,848	1年内返済予定の長期借入金	1,054
商品	2,148	未払金	716
貯蔵品	25	未払費用	280
前渡金	103	未払法人税等	549
前払費用	109	預り金	81
その他	155	賞与引当金	83
貸倒引当金	△21	その他の	574
固定資産	11,596	固定負債	3,932
有形固定資産	3,593	長期借入金	2,596
建物	1,654	繰延税金負債	379
構築物	23	退職給付引当金	786
機械及び装置	30	資産除去債務	40
器具備品	47	その他の	129
土地	1,837	負債合計	12,536
無形固定資産	152	【純資産の部】	
ソフトウェア	141	株主資本	13,506
その他	10	資本	1,944
投資その他の資産	7,850	資本剰余金	2,007
投資有価証券	4,934	資本準備金	2,007
関係会社株式	1,291	利益剰余金	10,015
関係会社出資金	50	利益準備金	223
長期貸付金	1,250	その他利益剰余金	9,791
長期前払費用	17	別途積立金	3,000
前払年金費用	82	繰越利益剰余金	6,791
その他	354	自己株式	△460
貸倒引当金	△130	評価・換算差額等	1,929
資産合計	28,011	その他有価証券評価差額金	1,918
		繰延ヘッジ損益	11
		新株予約権	39
		純資産合計	15,475
		負債及び純資産合計	28,011

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月21日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 西 垣 正 孝 ㊟

監 査 役 丸 尾 裕 之 ㊟

監 査 役 松 永 安 彦 ㊟

監 査 役 豊 田 稔 ㊟

(注) 監査役松永安彦及び監査役豊田稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場 ホール（地下3階）
電話番号 052-523-0080



会場までの交通のご案内

- 地下鉄 鶴舞線「浄心」駅下車、4番出口より南へ徒歩約5分
- 市バス 名古屋駅バスターミナル7番のりば
 - ・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

